

広島県告示第七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年七月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市高野町中門田字中山一の七・一の八・一の一八・一の二〇（以上四筆国有林）、一の六、一の一三（次の図に示す部分に限る。）、下門田字火室一四二の一六・一四二の一九・一四二の二一・一四二の二三（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一四二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）